

令和5年度 市民後見実践者研修 開催要項

1 目的：

地域において市民後見をはじめとする権利擁護支援の実践者として活動するため、実務に必要と考えられる知識の習得及び情報交換等の場として、「市民後見フォローアップ(実践者)研修」を開催する。

2 日時： 令和6年3月17日(日) 10:00 ~ 16:40 (開場：9:30)

3 開催方法： ①対面：東京大学赤門総合研究棟 A200 教室 / ②オンライン：ZOOM 配信

4 受講対象者： 市民後見人養成講座修了者および修了者から推薦を受けた一般の方

5 受講定員： ①70名 / ②100名 (各受付入金先着順)

6 受講料： 7,700円(資料代含む)

7 主催： 一般社団法人地域後見推進センター (地域後見推進プロジェクト)

8 プログラム編成： 東京大学教育学研究科生涯学習論研究室 (牧野研究室)

9 研修プログラム

時間	内容
10:00-10:10	開会のことば ・遠藤 英嗣 (地域後見推進センター理事長、弁護士)
1 10:15-11:45 (90分)	講義1：『高次脳機能障害を学ぶ ～地域の支援と理解の輪を広げるために～』 -高次脳機能障害は分かりにくい障害であるために、周りの人から理解を得ることが難しく誤解されてしまうことが多いと言われている。第一人者である専門医から地域共生のための知識と実践を学ぶ- ・講師：橋本 圭司 氏 (医学博士、昭和大学医学部リハビリテーション医学講座准教授)
11:45-12:45	休憩
2 12:45-14:00 (75分)	パネルディスカッション：『親族後見を支える地域連携のあり方』 -本人の希望、親族としての思い、社会資源に左右される現実。本人に寄り添う親族後見の実践から地域連携ネットワークを考える- ・発表者：樫本 富弓 氏 (第12期生) ・発表者：竹島 康美 氏 (第13期生) ・アドバイザー：遠藤 英嗣 (地域後見推進センター理事長、弁護士) ・進行：片岡 武 (地域後見推進センター業務執行理事、弁護士)
3 14:15-15:45 (90分)	講義2：『家庭裁判所における後見関連の裁判実務』 -後見等申立てから終了までの家庭裁判所における審理・監督手続の実情を学ぶ- ・講師：寺田 さや子 氏 (横浜家庭裁判所判事)
4 16:00-16:30 (30分)	報告：『市民後見活動支援保険について』 -市民後見の活躍の舞台を広げるために- ・報告者：東京海上日動火災保険(株)
16:30-16:40	閉会のことば ・片岡 武 (地域後見推進センター業務執行理事、弁護士)

10 申込方法：

- ・当プロジェクトのホームページの受講申込フォームからお申し込みください。
 - URL：<https://kouken-pj.org/course/follow/>

- ・お申し込みの締め切りは、3月4日(月)です。
(対面講義およびオンライン講義のいずれも、先着順で、入金者が定員に達し次第、締切りとさせていただきます。)

- ・受講料のお支払方法等については、メールにてお知らせいたします。なお、お申し込み後、当方からのご案内メールが届かない場合には、お手数ですが事務局までメール (project@kouken-pj.org) にてご連絡ください。

会場の場所のご案内

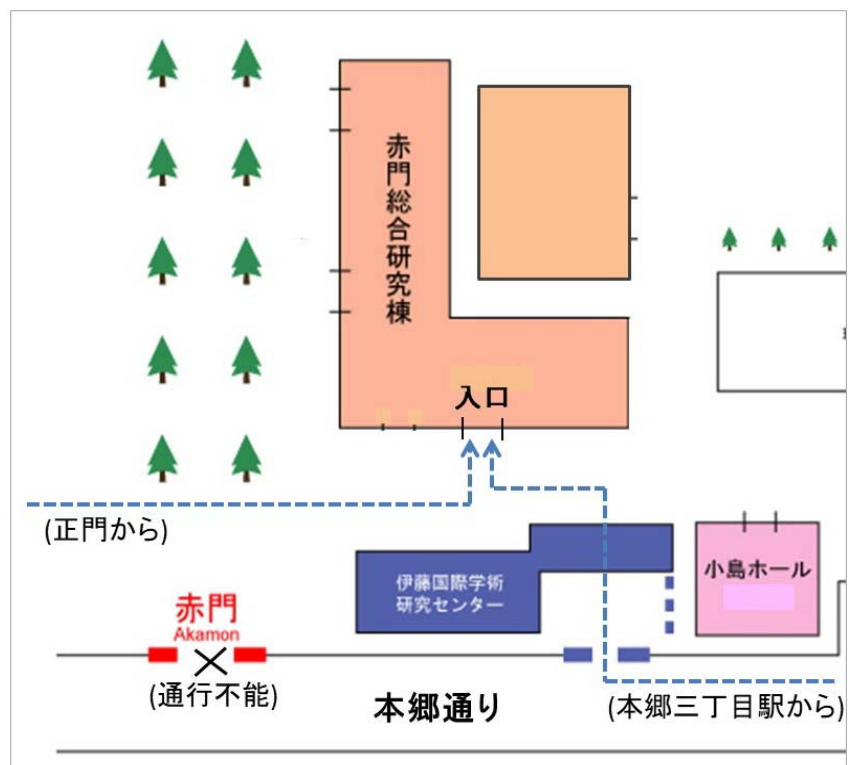
・赤門総合研究棟の場所

赤門総合研究棟は東京大学の本郷キャンパス内にあります。この赤門総合研究棟の2階のA200教室において研修会を行います。



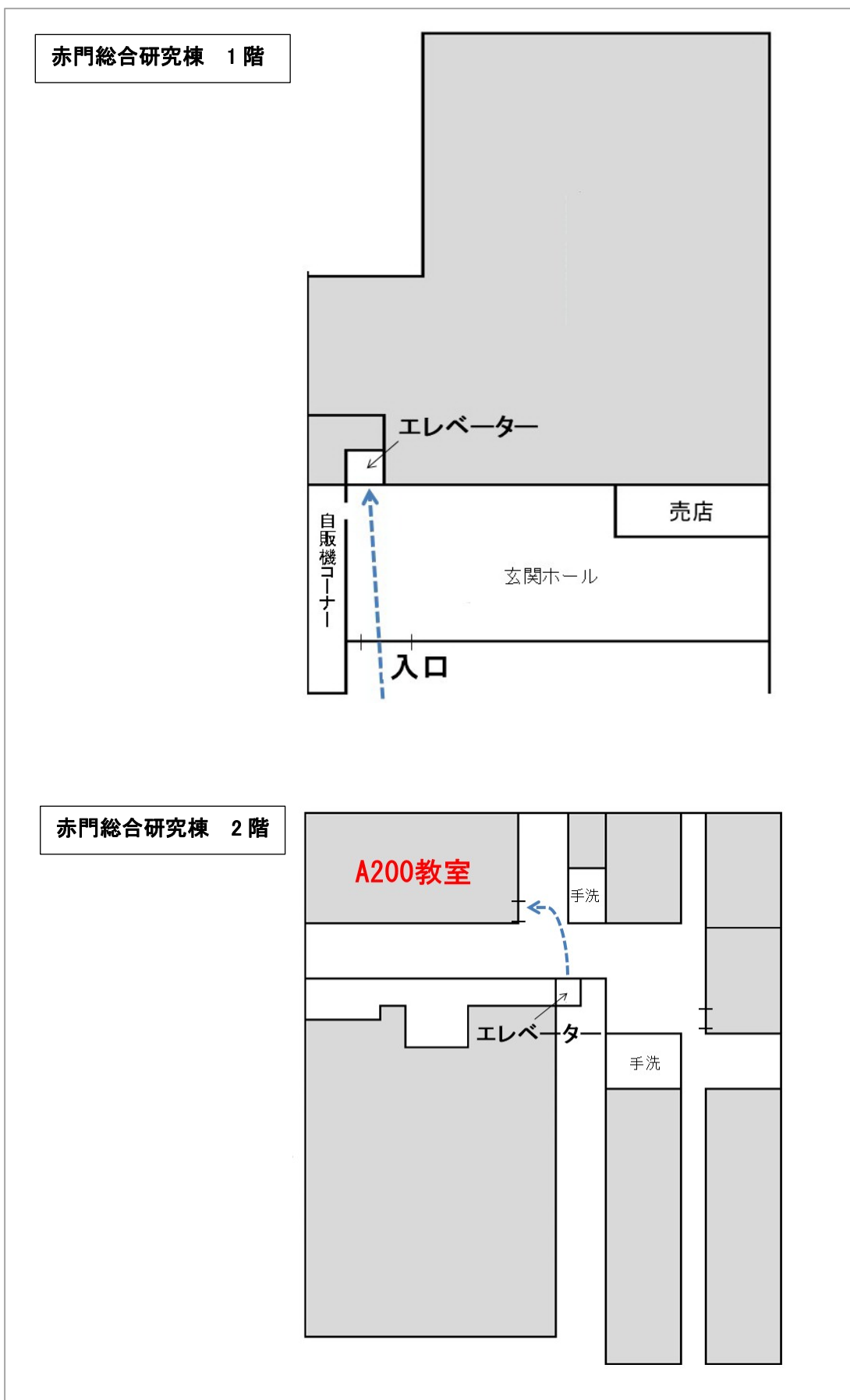
・赤門総合研究棟周辺の拡大図

現在、赤門は通行不能となっていますので、本郷三丁目駅からお越しの場合は、赤門ではなく、赤門の右手にある門から(または懐徳門や正門から)構内にお入りください。



・A200 教室の場所

A200 教室には、赤門総合研究棟の赤門側の入口から建物に入った後、エレベーターで2 階までお越しください。2 階のエレベーターを降りた目の前に A200 教室がございます。



講師紹介（プロフィール）

<開会のことば>

- **遠藤 英嗣（えんどう えいし）氏**（一般社団法人 地域後見推進センター代表理事）
弁護士。元検事正。元公証人（蒲田公証役場）。株式会社野村資産承継研究所研究理事。日本成年後見法学会常務理事。公証人退官を機に、遠藤家族信託法律事務所を開設。
家族信託のパイオニアとして、既に100件を超える信託スキームの組成に携わり、円滑な相続・事業承継の実現に資する正しい信託の普及に尽力。

<講義 1>

- **橋本 圭司（はしもと けいじ）氏**
昭和大学医学部リハビリテーション医学講座 准教授。医療法人社団圭仁会にはしもとクリニック経営 理事長。医学博士。日本専門医機構リハビリテーション科専門医。日本リハビリテーション医学会指導医。身体障害者福祉法第15条指定医。難病指定医。
神経外傷や脳認知科学に関する先端研究に従事する一方で、急性期から回復期そして慢性期における地域リハビリテーションにおいて後天性脳損傷による高次脳機能障害支援の最前線に立つ臨床家。

<パネルディスカッション>

- **樫本 富弓（かしもと ふゆみ）氏**
市民後見人養成講座第12期修了生。
平成30年に重度知的障害者である妹の後見人として選任される。本人と会話ができないなか、思いを押し量りながら最良な支援を模索している。後見制度や福祉に振り回された経緯から、障害者の親亡きあとの準備として、家族が苦しまない制度利用について考えることが多い。
- **竹島 康美（たけしま やすみ）氏**
市民後見人養成講座第13期修了生。NPO 法人交通事故後遺障害者家族の会 理事。
家族の約7年間の成年後見制度の利用を経て、現在は審判の取消をし、任意後見契約を締結。障がいを抱えても本人らしく幸せな生活が送れるように日々支えている。また、後見問題で苦しむ家族会の会員とともに制度改善を願い活動中。

<講義 2>

- **寺田 さや子（てらだ さやこ）氏**
横浜家庭裁判所判事。
東京家地裁立川支部判事、岡山地家裁判事、東京家裁判事、松山地家裁判事などを経て、現職。

<報告>

- **東京海上日動火災保険(株)**
少子高齢社会における社会貢献事業の一環として損害保険による市民後見活動をバックアップする仕組みづくりに早くから注力されている。成年後見制度の担い手である社会福祉協議会やNPO法人、一般社団法人等による法人後見の活躍を側面からサポートしている。

<閉会のことば>

- **片岡 武（かたおか たけし）氏**（一般社団法人 地域後見推進センター業務執行理事）
弁護士。元裁判官。約26年間紛争解決に携わり、東京家庭裁判所判事部総括（遺産分割専門部）を最後に退官。現在、千葉法律事務所に所属し、裁判官時代に培った高度な専門的知識で活躍中。相続法改正を踏まえた遺産分割事件の運用に関する論文、遺産分割の実務書のほか、著書「第2版家庭裁判所における成年後見・財産管理」は、全国の家庭裁判所で必読書とされている。